

建設経済常任委員会（12月6日）

開会（8：59）

○池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は5件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、交流推進部、建設部、都市政策部として進めたいと思うが、御異議ないか。（異議なし）

交流推進部所管の議案の審査に入る。

議第90号「令和元年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 人事院勧告の関係も当然含まれての話ですかね。といいますのは、12月のボーナス以降のこと、予算に組み込まれると思うんですが、そのボーナスの件も含まれているということでしょうか。

○山下観光交流課長 給与改定に含む部分も含まれております。

○秋山委員 補正予算書68ページの（2）のところ、増減額の明細が載っているんですけど、職員手当のところでの他の増減分61万2,000円、そのうち期末勤勉手当というのが今回のことだと思うんですけども、その他の増減の8万1,000円って、ちょっと細かいんですけども、これはどういう数字で出しているのでしょうか。

○山下観光交流課長 その他の手当につきましては、職員手当の内訳のところでは地域手当と通勤手当、こちらが該当するものと。

○秋山委員 それが増えたというのは、どういうことなんでしょうか。

○山下観光交流課長 人事異動に伴いまして、職員が、係長がかわっておりますので、その方の通勤手当とか扶養手当、そういったものが変更になりまして、今回の補正予算になってございます。

以上です。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第90号「令和元年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第2号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で交流推進部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（9：05～9：06）

○池谷委員長 会議を再開する。

建設部所管の議案の審査に入る。

議第91号「令和元年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 平成30年度の繰越金の確定ということなんですけれども、今、11月で、平成30年度の繰越金の確定というのは、この時期というのは通常のことなんでしょうか。
- 白石道路課長 今回の繰越金でございますが、例年平成30年度の決算が9月補正で、9月に定例会で確定しますので、それが通りまして11月に補正予算ということで例年しております。
- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第91号「令和元年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第93号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 100ページのところで、台風第15号による緊急の浚渫ということだったんですけれども、これが、その後、台風第19号によるものというのは影響はどうかということ。それから、この工事の概要といいますか、それがわかるようであれば教えてください。
- 久保山大井川港管理事務所長 まず、工事の概要ですが、9月の台風第15号等によりまして航路の一部の部分が少し浅くなっているということで、その部分について、今、船舶のほうが満潮時とかに少し制約を受けるような入港になっておりますので、その航路の部分、浅くなっている部分を補正で対応させていただきたいというところであります。

台風第19号についてであります。航路の一番駿河湾寄りのところがやはり少し埋没が発生しまして、それについては災害復旧事業ということで、今要望というか、手続のほうを進めているところであります。これから補正予算等の対応をお願いしていくことになると思いますけれども、航路の先も少しずつ影響は受けておるところでございます。

以上です。

- 須崎委員 関連するものなんですけれども、浚渫するには当然、航路をどのぐらいの深さにやるかという基準は、恐らく深淺測量か何かをやってやっていると思うんですけれども、本当の航路だけで大丈夫だったのかどうか、その辺のところもお聞かせいただければと思います。
- 久保山大井川港管理事務所長 今年度予算で、航路については規定水深マイナス7.5メ

ートルということで、それを維持していくということでその分をやっておりますけれども、泊地の部分も緊急修繕ということで、今年度も浅くなっている部分については深淺測量を毎月やっていますので、対応しております。

また、ほかに船を扱っている企業さんから要望等を受ければ、その部分の調査とかは随時行っておりますので、船舶に影響しないような対応をとっております。

以上です。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第93号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第2号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第109号「焼津市道路線の認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○藁科委員 前にもこういうような認定の案件があったわけなんですけど、一応、3カ所、現地を確認させていただきました。少し気になったのは、1点は、公共下水の使用地域でないわけなんです。そうしますと、住宅が建設されるに当たって合併浄化槽か何かの排水になると思います。しますと、側溝の排水勾配を浄化槽の排水とされるわけなんですけど、開発行為でしているものですから部局が違うかと思うんですけど、排水の勾配についてはどう思うかということ。3カ所を見ますと、道路勾配が非常に強いところとかなり緩やかなところがある。そして、どれもPU側溝を使っているということからすると、将来的な環境管理とか、そういうことを考えたときに、その排水勾配が妥当かどうかということ。

そして、もう一点は、周囲が田んぼの場所もありますし、また、行きどまり奥が隣地の住宅だったりするところがありますよね。そうしますと、その道路が勾配が強いと、隣地との住宅の高さがかなり違う状況のところがあります。ですから、今回、新しいものができて、低くなったらまだ考え方はあるわけなんですけど、周りの状況より高くなって道路計画がされているのか住宅計画がされているのか、先ほどの道路の排水勾配との関係もあって、どう思うかということのは、3カ所を見まして、許可の時点からの話かと思いますが、少し懸念されるように思います。周りの方々の住宅地からすると高く盛りつけされているように思うところもありました。

それと、今2点と言いましたが、もう一点だけ、行きどまり道路になりますものから、車両、住宅を保有される方が入ってくる分には、自分のお宅で車の転回ができる。じゃ、他の車が入ってきたらどこで転回するんだろうかと、行きどまりですから。50メートル、40メートル程度ですから、バックで下がるか、もしくは住宅事情がわかっている中まで入らないかということがあるんですけど。最近、前の認定の関係もそうだったんですけど、構造的にそういうような構造で認定がされていることに関してどうなのかなということでお伺いいたします。お願いいたします。

○新村土木管理課長 ただいまの薫科委員の御質疑についてお答えさせていただきます。

まず、3点の御質疑のうち1点目ですが、全体、今回の3路線の道路認定につきましては、開発行為の関係でやっているものですから、まず、開発の所管課のほうで、都市計画課のほうで審査等をしている中で進んでいるということで1点お話しさせていただきます。

まず、排水勾配の関係についてでございます。

今御指摘のところ、例えば、道路勾配のほうが緩やかな道路、あるいは勾配のあるところですか緩やかな道路で、排水勾配のほうもPU側溝も使われているというような状況での御心配のほうのお話をいただきました。これにつきましては、実際、道路をつくるに当たりましては、全部の市のほうに帰属される道路につきましては、手続によりまして、もちろん開発者の図面だけでなく、その図面を建設部等でも審査等しまして、排水が図れるようにやっております。

例えば、排水勾配でいきますと、一般的に道路を施工するような場合でいきますと、少なくとも0.2%以上の勾配をとるですとか、そういったものについての審査をしております。例えば、道路が緩やかな、割と平坦な道路でも、PU側溝とかがありますけれども、実際には敷コンクリート、調整コンクリート等を打ちまして、排水勾配をとれるような算段をしております。

あと、2点目についてでございます。

2点目の御質疑につきましては、やはり開発によりまして土地が全体で上がるというところでの周りのうちから見て、高いなというような御心配というようなことでもございましたけれども、先ほど申しましたように開発行為ということで、この区域全体として考えているものですから、例えば、開発区域に落ちた水というのがほかのところ、隣接のところに流れたりということではなくて、例えば、こうして見切り壁、あるいは擁壁等で、そのエリアの中の水が外に漏れないような、中のほうで処理をする。例えば道路排水であるとか、あとは、もし、道路じゃなくても、例えば調整池等があれば、調整池のほうに流れ込んで、そういった排水処理を設計するというところの対応をさせて、それも含めて開発の許可を出しているというところでございます。

また、3点目の行きどまりのところにつきましては、例えば、入り込んだときの転回場所ですけれども、実際に市道の開発行為の基準のほうであるんですけれども、一般的に、今回の場合ですと住宅が何軒が連なるわけなんですけれども、その中で住宅の場合ですと6メートルの道路をつくれますけれども、その中では、理由としましては、今回新設道路が70メートル以内であれば、そこであれば奥行きの方もわかるものですから、そういった中では転回場所のほうも必要ないというところで、今回の場合、大体おおむね40メートル、あるいは50メートルというところになっていますので、今回のことについては転回場所というのは設けなくてもいいような基準となっております。

また、多分、委員のほうも現地をごらんになったということなんですけれども、最近の道路につきましては、路面標示で行きどまりというようなところも表示をしまして、そういった中でなるだけ第三者といいますか、開発ですとか、住民以外の方が入らないような、そういった方策のほうを路面表示等ですて、なるだけ、そういったのを防ぐというような措置もしておりますので、そういった対応をさせていただいています。

以上、御質疑に対する御回答とさせていただきます。

- 藁科委員 ありがとうございます。転回場所につきましては、こういう基準が設けられているということで了解をいたしました。そういうこと、車が入って長い距離をバックでして事故等が起きることが非常に心配な部分もありまして、地域を見たときにそのように感じました。

ただ、1件だけもう一度確認させていただきますが、道路勾配がやはり気になりました。2%ミリかな、500分の1ということですので、それで排水ができればいいのかな。それで、排水勾配と道路勾配の関係、どうなのかあれですけど。1カ所だけ周囲の状況になじまないような高さのように私は見受けたんですけどね。開発行為の確認もされて、認定の状況に、ここへ上がってきていると思うんですけど、1カ所だけどうしても周りの旧の住宅地と高さが非常に高いなというところもありましたものですから、今後の中で開発行為を進めていく段階で、もう少しその辺の配慮があったら、そののともと住んでいる方に対して、そういう面で対策がとれるのかなと。決して、そういう意見があったかどうかは私はわかりませんが、私が見た感じではそういうことに感じましたものですから、高さ的な問題等も、これからの計画の中で全体的に地域の状況を見ながら御検討していただいて進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第109号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 池谷委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩(9:31~9:33)

- 池谷委員長 会議を再開する。

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第104号「焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 増井委員 まず最初に、55平方メートルという面積、この数値なんですけれども、これは任意で決められたものなのか、公的にある程度何らかの強制力があって決められたものなのか。また、任意であれば、この面積の55という数字の根拠がもしあれば教えてください。
- 鈴木住宅・公共建築課長 55平米の根拠でございますけれども、国土交通省が定めてお

ります住生活基本計画の中で単身者向けの誘導居住面積というようなものがございまして、その数字を参考に設定をしております。同じく55平米ということで定められておりまして、これについては特に法律で強制力があるというようなことではございませんけれども、そのような数字を参考に市の単身入居の可能な面積として設定をしております。

以上でございます。

○増井委員 一応、この55平方メートルに該当する、要は物件がちゃんとあるという認識でよろしいですか。

○鈴木住宅・公共建築課長 今、55平米に該当する住宅として、西松原団地48戸、あと成案待団地48戸、それに加えて一部を富士見団地、請所団地で単身者用として整備しております。それらで今のところ121戸ありまして、それに加えて今回の55平米というような面積を規定しますと、それ以下となる住宅に塩津団地が含まれてきますので、その20戸を加えて、今回の改正で141戸がそれに該当する住戸となります。

以上でございます。

○増井委員 わかりました。ありがとうございました。

多分、結構単身の方、これからまだまだ増えると思いますので、こういったところに入居しやすいといった条件がそろえば非常に住みやすくなる。逆に、審査のほうも大変になるとは思うんですけども、そういった部分も含めて注意すべき点と歓迎すべき点、この辺をすみ分けていただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○秋山委員 この第71条のところで、さまざまな事務のうち一部、静岡県住宅供給公社に行わせることができるというふうにあるんですけども、できるけれども、じゃ、行わせるんでしょうか。

○鈴木住宅・公共建築課長 来年度から管理代行を導入したいということで考えておりまして、その準備として今、条例改正等を進めさせていただいているというようなことでございます。

○秋山委員 そうすると、管理代行をすることによって、代行にかかる経費と申しますが、そういうものも今いろいろやっつけいらっしゃるのかなと思うんですけど、それは代行することによって何か市民の状況、実情と申しますが、そこから、先ほど増井委員からもありましたけれども、離れた管理の仕方になってしまうと、つらいところも出てくるのかなというふうにも思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○鈴木住宅・公共建築課長 管理代行にかかる費用につきましては、今、予算化に向けて精査をしているところでございますが、整理、あるいは削減できる経費もございまして、コストアップにつながるようなことにはならないというふうに考えております。

また、管理代行において行われているような管理の方法と申しますが、今、県営住宅を管理しております静岡県住宅供給公社に行ってくださいようなこととなりますので、県営住宅を管理していた実績、ノウハウを有している組織ですので、より効率的、あるいは適切な管理が行われるということで、居住環境が向上するというようなことを考えております。

具体的には、どうしても夜間、あるいは休日の緊急の対応等は入居者にとって一番困

ることかなと思いますけれども、そういうものも静岡県住宅供給公社につきましては、24時間の電話対応窓口を設置しているというようなこともございまして、緊急時の対応がより迅速に行えるような体制をとられていると。また、65歳以上の高齢者については、申し込み希望者について月に2回、電話での安否確認を行うなどのサービスも行っているというようなこともございまして、決してサービスが低下するとか、そういうようなことはなくて、よりよい居住環境、あるいは入居者へのサービスが提供できるというようなことで考えております。

以上でございます。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第104号「焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会(9:46)